

平成 19 年 2 月 22 日

大阪国際空港の空港整備法上の位置付けについての  
関係自治体からのヒアリングにおける意見骨子

大阪国際空港周辺都市対策協議会(11 市協)

(豊中市、池田市、箕面市、大阪市、吹田市、  
尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、芦屋市、  
伊丹市)

1. 平成 2 年に 11 市協が当時の運輸省と締結したいわゆる「存続協定」における空港機能に関し、「運輸大臣が直轄で管理・運営する空港」について、「直轄で」の意味は、設置、管理、費用の負担等を含め運輸大臣が行うという趣旨であり、第 2 種 A 空港であっても国が管理、運営するから変わらないとする議論はあたらない。
2. 空港整備法の空港種別そのものが現状とかい離があることから、そのあり方の見直しの必要性は認めるが、一空港の問題にわい小化すべきではない。
3. 関西 3 空港が関西圏の大きな航空需要に対応するためには必要不可欠であり、お互いが連携し、一体として機能の向上をはかる必要があることから、本空港が引き続き第 1 種空港として、その機能を果たさなければならない。
4. 極めて高いアクセスの利便性、全国 31 空港を結ぶネットワーク、平成 17 年には 1895 万人の乗降客数を有するわが国有数の基幹空港として、引き続き現在の機能を維持し、その役割を果たさなければならない。

ヒアリング 出席者

|            |        |
|------------|--------|
| 会長(伊丹市長)   | 藤原 保幸  |
| 副会長市(豊中市長) | 浅利 敬一郎 |
| 監事(池田市長)   | 倉田 薫   |